

水道事業の統合に向けた協議に関する覚書

燕市（以下「甲」という。）と弥彦村（以下「乙」という。）は、水道事業の統合に向けた協議に関し、次のとおり覚書を締結する。

平成29年 5月31日

（目的）

第1条 甲と乙は、甲と乙の水道事業の経営基盤強化を図ることを目的として、水道事業の統合に向けて協議する。

（協議事項）

第2条 甲と乙は、水道事業の統合に向けて、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）水道事業広域化基本計画の策定に関する事。
- （2）経営の主体に関する事。
- （3）統合の時期に関する事。
- （4）経費の負担に関する事。
- （5）水道料金に関する事。
- （6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項は、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市

市長

鈴木 力



乙 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村

村長

小林 豊彦

